

木にて打とめ、是もすきたる所は薄板にても打付可申事。
一、表裏兩門有之者は、裏門之くゞりより、密々無據急用は調可申候。自分に出申儀は一向無之、妻子迄も同前候事。

一、裏口無之者は、表門之くゞりより用事調可申事。

一、くゞり無之門自然有之候はゞ、頭々申談、屋敷之廻り圍之内に、外より目にかゝり不申様、くゞり躰之口を付可申候。以上。

(元禄三年)
午六月廿八日

右は閉門被仰付候者共、隣家より通路仕儀不應御意候に付、横山筑後・多賀信濃被相渡候紙面、御横目中相渡候。唯今迄閉門之面々、門前に結び竹垣之事、筑後・信濃は御横目中相尋候處、其儀は其頭心得を以取候而可然候由。且又垣之内にくゞり躰之口を明申儀、垣に限不申、扉に而も同事之由。

閉門等之者赦免之節禮之儀は、月番年寄共迄參上可然、勤番等先以指扣可有之。其上にて勤番等之儀申出候はゞ、もはや目通等之儀も不及遠慮儀也。

(貞享三年)
六月五日

猶以閉門等とは、閉門・改易之事に候。遠慮之儀は不及此沙汰。もはや不及遠慮と候時は、禮にも不及罷出可相勤事に候。但、何とぞ閉門同事之品候はゞ格別に候歟。今度江戸にて堀伊賀殿などのごとく閉門同事は、又品替たると申事に候。以上。

閉門等御免之刻、其者之役儀などにより、御番は申渡、御目通は扣させ候様に被仰出儀は可有之候。左様之御意も無之候處、勤番いたさせ、御目通遠慮爲仕候事有之間敷之旨被仰出候。以上。

(貞享三年)
丙寅六月五日

六五 逼塞等被仰付候者之親類之儀御定

逼塞等被仰付者、親類遠慮仕儀無用可仕候。但、其品により遠慮爲仕候事可有御座候。左様之砌は、年寄中又は若年寄中より差圖可仕候。其品は臨期相知申にて可有之旨被仰出候。以上。

(元禄十一年)
戊寅二月朔日

六六 鐵炮打候者心得之儀觸

一、鐵炮うち候儀、四月朔日より七月晦日迄之内たりといふとも、植木にとまり候鳥・上星・うち越等可爲無用旨、先年被仰出候處、近年別而放埒之躰に候間、彌向後堅可相守旨御錠候。且又御城近所は、角うち候儀をも遠慮仕可然之條、被得其意、各組・支配中にも可被申觸候。以上。

(元禄元年)
戊辰六月廿二日

奥村 因 幡
津田 玄 蕃
横山 筑 後

六七 浪人抱置候者斷書付之儀追加御定

浪人等抱置候斷書付先規より之文言之外可書加覺

一、切支丹宗門本人、又は本人同事之者之ため服忌有之類族并鞆舅まで、有之哉否之事。

一、所持之鐵炮有無之事。

右之通たるべく候。若此等之族有之ば、其品夫々御奉行入迄可相斷儀勿論之事。

以上
(元禄二年)
己巳正月 日

六八 盜賊改役被仰付候節之觸

近年所々火事繁、殊更去春當地火事之前後火を附候もの之、其上末々惡黨有之に付、今般盜賊改之儀被仰付候。且又遊樂之伎藝、無用之品商賣之族、都而所々密に罷在者は堅可致禁止之旨、町奉行中にも被仰出候。然ば各組中之家來等、件之盜賊・惡黨之類、又は遊樂伎藝、無用之品商賣之者、宿賃候儀堅御停止之旨嚴重可有沙汰候。若此上隠置候はゞ、其主人は勿論、組頭に至迄可爲越度候條、急度可申渡旨御錠候條、可被得其意候。以上。

(元禄四年)
三月二十八日

組 頭 中